

意見第15号

生活保護受給者の国民健康保険等への加入に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年3月5日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
渡 辺 昌 代
賛成者 久喜市議会議員
田 村 栄 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

生活保護受給者の国民健康保険等への加入に反対する意見書

生活保護受給者を、国民健康保険及び後期高齢者医療制度へ加入させることへの検討がはじまっています。これは、国の「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「医療扶助の在り方の検討を深める」とされたことを受け、生活保護受給者の医療扶助について、公費ではなく国民健康保険と後期高齢者医療の保険財政に移行させようとするものです。

これに対して、社会保障制度を崩すものと関係者からの見解が広がっています。全国市長会の提言決議では、「生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、断固行わないこと」（2023年6月7日）としています。

2023年現在の生活保護受給者数は202万人であり、諸外国と比べてもかなり低い保護率（1.63%）です。その世帯割をみると、高齢者世帯が55.2%、障がい者と傷病者25.0%で合わせて80%以上であり、病弱者が多く医療を必要とします。当然、医療扶助費が多く、生活保護費全体の約半数を占めています。それでなくても生活保護受給者の平均死亡年齢は短く、基本である医療扶助は、自己負担からの受診抑制を招かないためにも絶対に不可欠です。

また、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者も低所得者が多いだけに、保険財政を圧迫し制度的に壊すことになり、保険税（料）の引き上げや患者負担増を招くことは絶対に避けるべきです。生活保護は、国が保障する制度であり、今後とも「財源負担に

については全額国庫負担とすること」（全国市長会）。「生活保護受給者に対する医療の給付については、今後とも生活保護制度において国が責任を果たすこと」（全国町村会2023年要望）とすべきです。よって、次の事項の実現について強く求めます。

記

- 1、生活保護受給者の国民健康保険や後期高齢者医療保険への加入は負担増と制度を壊すものであり止めること。
- 2、生活保護は国の保障制度であり、財源負担においては今後とも全額国庫負担とすべきこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
総務大臣
財務大臣